

岐阜羽島衛生施設組合 次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書 に対する岐阜県知事意見

第1 総括的な事項について

- 1 環境影響評価を行う過程において、当事業に係る環境影響等に関して新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境項目及び調査、予測及び評価の手法等の再検討並びに追加の調査、予測、評価等を行うこと。
- 2 ごみ焼却施設の処理方式は4通りの案が示されているが、予測及び評価を行う段階で処理方式が決定されていない場合においては、大気質、騒音、振動等の環境項目ごとに、環境負荷が最大となる処理方式を選択して予測及び評価を行い、その経過について準備書に分かりやすく示すこと。
- 3 作成時期が古い引用資料が散見されるため、最新の資料に差し替えること。
- 4 本意見書の各項目について検討し、その結果を準備書に記載すること。

第2 個別の環境要素に係る事項について

1 大気質

- (1) トレーサーガスを用いた大気拡散調査の実施にあたっては、関係市町に各々1か所以上の調査地点を設定するとともに、調査結果を大気質の予測結果に反映させること。
- (2) 長良川沿いの地域特有の風況やダウンドラフト、逆転層など大気質の汚染が短期的に高濃度となる要因の影響を考慮して、短期濃度の予測及び評価を実施すること。

2 大気質、騒音、振動

事業実施区域の周辺においては、当事業の現地調査と並行して羽島市平方第二土地区画整理事業の工事が実施される予定であり、当該工事が現地調査に影響を及ぼすことが懸念されることから、現地調査は可能な限り当該工事が実施されていない時間に行うこと。また、当該工事の実施時に現地調査を行う場合は、必要に応じて当該工事の実施状況を現地確認するなど、現地調査への影響を把握、整理すること。

3 水質・地下水

当事業においては、工事中の土地掘削や施設供用後の地下水利用が予定されており、周辺地域で地下水を利用している工場、事業場、家庭等への影響が懸念されることから、地下水の調査の実施にあたっては、影響を評価する帯水層をあらかじめ設定するとともに、周辺地域における地下水利用状況の把握に努めること。

4 植物

事業実施区域及びその周辺に生育する重要種の一覧表について、生育の可能性がほとんどないと考えられる種が散見されるため、改めて文献等を確認するとともに、一覧表の表現方法を検討すること。

5 生態系

事業実施区域及びその周辺の現地調査で貴重な生物が確認されなかった場合であっても、事業実施区域及びその周辺において現在構成されている生態系に対して当事業がどのような影響を及ぼすかといった観点からの生態系の予測及び評価を検討すること。